

# UACJコーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本ガイドラインは、当社グループとすべてのステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを示すものである。

### (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社は、UACJグループ理念に基づく事業活動を通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献し、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るため、経営が取り組むべき最も重要な経営課題の一つとして、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の整備とその充実に継続的に取り組む。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### (株主の権利の確保)

第3条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、迅速かつ積極的な情報開示及び円滑な議決権行使のための環境整備に努める。

② 当社は、少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則で権利行使の手続き等を定め、その権利行使の確保に十分配慮する。

### (株主の平等性の確保)

第4条 当社は、いずれの株主も、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う。

### (株主総会)

第5条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、次の通り株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努める。

1. 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考える情報を、必要に応じた確に提供する。
2. 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会開催日の3週間前よりも早期に招集通知の電子提供に努める。
3. 株主との建設的な対話の充実や正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。

4. 議決権の電子行使（インターネットによる議決権行使や議決権電子行使プラットフォームの利用等）を可能とするための環境を整備するとともに、招集通知の英訳を行う。

② 当社は、株主総会における会社提案議案について、可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた場合、経営や株主との対話に反映させるため、その原因の分析を行う。

（資本政策の基本的な方針）

第6条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略投資、事業継続投資及び安全・環境投資等を実施し、収益の拡大、資本コストを上回る資本効率の実現による企業価値の向上及び財務の健全性を実現させる。

（政策保有株式）

第7条 当社は、取引の維持強化、事業提携、原材料の安定調達等、事業の持続的な成長と円滑な推進を図るために必要と判断した企業の株式を保有し、縮減を図っていく基本方針のもと、その保有は必要最小限とする。

② 当社は、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について保有の適否を検証し、検証の結果、保有の意義が希薄と判断される、あるいは、合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を図る。

③ 政策保有株式の議決権の行使については、株主としての権利を行使すべく、原則として全ての議案に対して議決権を行使することとし、議案ごとに適切に賛否を判断する。

④ 当社は、当社の株式を政策保有している会社から株式の売却等の意向が示された場合には、株主の権利を尊重するとともに、取引の縮減等を示唆することなどによりその売却等を妨げない。

（関連当事者間の取引）

第8条 取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会で決議を得る。また、これらの取引について、会社法及び金融商品取引法その他適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って適時適切に開示する。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（UACJグループ理念）

第9条 当社は、UACJグループ理念を定め、事業活動を通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に継続的に取り組む。



#### 企業理念

素材の力を引き出す技術で、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する。

#### 目指す姿

アルミニウムを究めて環境負荷を減らし、軽やかな世界へ。

#### 価値観

- ▶ 相互の理解と尊重
- ▶ 誠実さと未来志向
- ▶ 好奇心と挑戦心

(行動指針)

第10条 当社は、UACJグループ理念の実現に向け、当社グループ社員が持つべき行動指針「UACJウェイ」を定め、その浸透と実践を図る。

#### 行動指針/UACJウェイ



(サステナビリティ)

第11条 当社は、サステナビリティ基本方針に基づき、気候変動、人権の尊重をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、積極的に取り組む。

#### サステナビリティ基本方針

「100年後の軽やかな社会のために」

##### 1. 受け継いできた叡智と情熱で

創業以来の探求心と、技術と知恵を結集したイノベーションでより便利な社会、持続可能な地球環境を追求します。

##### 2. すべてのステークホルダーの皆さまとともに

事業を通じて向かい合う関係者はもとより、いろいろな形で関わりあう社会を思い、グループ内外の人々と協調・協働して持続可能な世界への貢献を実現します。

##### 3. 一人ひとりの多様な個性で

国籍、性別、年齢、障がいの有無などの違いに関わらずさまざまな人材を尊重し、その考えやスキルを活かすことで、既成概念にとらわれない自由な発想で課題解決に取り組めます。

(多様性の確保)

第12条 当社は、「UACJ グループ人権基本方針」に基づき、人権と多様性を尊重する。

② 当社は、人材の多様性がグループの競争力の源泉であるとの考えのもと、女性・外国人・中途採用者の活躍促進を含む多様性の確保に積極的に取り組む。

(内部通報)

第13条 当社は、コンプライアンス問題の未然防止、早期発見・早期解決を目的に内部通報に係る体制を整備し、これを適切に運用する。

② 当社は、通報者や調査協力者に不利益が及ばないよう通報者保護を徹底する。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第14条 当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、年金資産の運用機関である信託銀行や生命保険会社等から情報入手を定期的に行い、人事部及び経理部担当役員等で構成される年金委員会において運用状況を適切に管理する。

#### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第15条 当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの間に長期的な信頼関係を構築・維持していくため、適時適切な情報開示と双方向のコミュニケーションの充実に努める。

② 当社は、株主をはじめとするステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努める。

③ 当社は、開示書類のうち必要とされる情報について、合理的な範囲において英語での開示・提供に努める。

(外部会計監査人)

第16条 監査役会は、外部会計監査人の評価及び選定基準を作成し、それに則って外部会計監査人の再任・不再任等を決定する。

② 監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、外部会計監査人に求められる独立性と専門性の有無について確認を行う。

③ 当社は、適正な監査の確保に向け、次の通り対応を行う。

1. 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保に努める。
2. 社長及び経理部門担当役員等、経営陣幹部との面談を定期的を実施する。
3. 外部会計監査人と監査役、監査部や社外取締役との十分な連携を確保する。

## 第5章 コーポレートガバナンス体制

### (機関設計)

第17条 当社は、会社法が規定する機関設計のうち監査役会設置会社を選択する。

- ② 当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入する。

### (取締役会の役割・責務)

第18条 取締役会は、UACJグループ理念を踏まえて、経営戦略等の会社の方向性を定めるとともに、重要な業務執行の決定を行う。

- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
- ③ 取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う。

### (取締役会の構成)

第19条 取締役会は、定款で定める員数12名以内で構成し、その3分の1以上を独立社外取締役とする。

- ② 社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の独立性判断基準(別紙)に従い、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献ができる者を選任する。

### (取締役会の議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役会が招集し、議長となる。

### (後継候補者計画)

第21条 取締役会は、最高経営責任者等の後継者計画について、客観性・透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため、指名・報酬諮問委員会に諮問し、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、その監督を適切に行う。

### (監査役会)

第22条 監査役会は、定款で定める員数6名以内で構成し、その半数以上を独立社外監査役とする。

- ② 監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任する。

### (指名・報酬諮問委員会)

第23条 当社は、取締役、執行役員及び監査役の指名や報酬などの決定過程における客観

性・透明性を高め、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役、執行役員及び監査役の指名と報酬に関し、取締役会の諮問を受け審議し、取締役会へ答申を行う。

- ② 指名・報酬諮問委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の委員（ただし、過半数は独立社外取締役または独立社外監査役）で構成し、委員長は、独立社外取締役の委員の中から、委員会の決議により選定する

（取締役及び監査役の選任等）

第24条 当社は、次の要件を満たす者を取締役候補者として指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い、選任する。

1. 周囲からの敬意や信頼を得る成熟した人間性・資質を備える
2. 変化を創出し推進する変革力と、大局観をもった大胆な決断力を備える
3. 会社の明確なビジョンを示し、多様な才能を活かし周囲を動かす牽引力と、如何なる状況においても結果へと導く遂行力を備える
4. 社外取締役候補者においては、当社の定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない

② 当社は、次の要件を満たす者を監査役候補者として指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い、選任する。

1. 周囲からの敬意や信頼を得る成熟した人間性・資質を備える
2. 取締役の業務執行に対し、的確かつ公正に監査を遂行できる知識・経験を有する
3. 会社経営、財務・会計、法務・ガバナンス、リスクマネジメント等いずれかの専門分野における高い見識や豊富な知識・経験を有する
4. 社外監査役候補者においては、当社の定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない

③ 当社は、取締役及び監査役が次の解任基準に該当し、その役割・責務を十分に発揮していないと認められる場合には、指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で審議の上、株主総会の議案として上程するかを決議する。

1. 法令又は定款に違反する行為を行ったとき
2. 公序良俗に反する行為を行ったとき
3. 健康上の理由から、職務の継続が困難になったとき
4. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させたとき
5. 選任基準を欠くことが明らかになったとき

（役員報酬制度及び決定方針）

第25条 当社の役員報酬制度は、取締役が様々なステークホルダーの期待に応え、堅実・健全な事業発展を通じて広く社会に貢献できるだけの利益を創出し続けることに資する

とともに、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上並びに中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とする。

- ② 取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定し、取締役にその決定を委任しない。また、個人別の報酬等の決定にあたっては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認する。

#### (取締役会の実効性評価)

第26条 取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な価値向上を実現するため、毎年、取締役会の実効性評価を行い、その結果を開示する。

- ② 取締役会は、評価の中立性と客観性を確保するため、第三者機関による取締役会の実効性評価を適切な間隔で実施する。

#### (取締役会における審議の活性化)

第27条 当社は、取締役会における審議の活性化を図るため、次の事項を行う。

1. 取締役会の資料は、原則取締役会の3営業日前に、取締役及び監査役へ配布する。
2. 取締役会の開催スケジュールは、事業年度の開始前に決定し、基本的にすべての取締役及び監査役が出席することのできる日程で設定する。
3. 取締役会の実効性評価に基づき、年間の議題を決定する。
4. 中期経営計画の策定等の重要な案件については、取締役会で複数回の審議を行うなど、議論の時間を十分に確保するよう努める。

#### (取締役及び監査役の支援体制)

第28条 当社は、取締役及び監査役の支援体制の整備に努め、取締役に取締役会事務局が、監査役には、監査役の職務を補助すべき使用人が、それぞれ情報提供等の支援を行う。

- ② 当社は、社外取締役及び社外監査役に対して、各種委員会への出席の機会を提供する。
- ③ 当社は、取締役及び監査役が業務上必要と認められる場合、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を積極的に活用する。また、それに伴い生じる費用は、社内規程に基づき適切に処理する。

#### (取締役及び監査役のトレーニング)

第29条 当社は、取締役及び監査役が適切に職務を遂行できるよう、新任時及び在任期間中に次の通り研修を実施する。

1. 新任時研修として、取締役及び監査役の役割・責務の理解に加え、社外役員には当社の事業、財務、組織等に関する理解を深める場を提供する。

2. 在任期間中の継続研修として、ガバナンスに関する理解の深化と当社グループの課題に係る議論や個々の取締役及び監査役の知識・経験・能力に応じた研修の機会を提供する。
3. 社外役員に対し、当社グループの事業、財務、組織等に関する理解を深めるため、工場見学等の機会を定期的に設ける。

## 第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第30条 当社は、持続的な成長と中長期的な価値向上に資するよう、株主との建設的な対話の実施に努め、関係部署が有機的な連携を図り、情報の共有や開示に対応する。

- ② 当社は、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回以上実施することを基本方針とする。また、機関投資家に対するSR活動については、年1回定期的な面談の機会を設け、対話に努める。
- ③ 投資家との対話に際しては、インサイダー情報の管理及びフェアディスクロージャーに留意する。
- ④ 株主との対話において把握した意見等は、取締役会をはじめとする経営陣へ適時適切に報告する。
- ⑤ 当社は、ウェブサイトにおける情報の発信や統合報告書の発行等により、情報開示の充実に努める。
- ⑥ 当社は、定期的に株主構造の把握を行い、株主との対話に活用する。

## 第7章 その他

(改廃)

第31条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。但し、実質的な内容の変更を伴わない軽微な改定及び別途所定の決議がなされた事項を反映する改定は、コーポレート法務部担当役員の決裁で行うことができる。

以上

2023年5月30日 制定



## 社外役員独立性判断基準

当社は、次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外役員（社外役員候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

	独立性判断基準	注釈
1	当社グループ（注1）において、現に役員等（注2）である者および過去に役員等であった者は、独立性を有しないものとする。	（注1） 当社および当社の子会社をいう。以下、本基準において同じ。 （注2） 取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人をいう。以下、本基準において同じ。ただし、本項において当社の社外取締役および社外監査役は役員等に含まないものとする。
2	直近5事業年度において当社を主要な取引先とする者（注3）、並びに、その者が法人の場合は、現にその者の役員等である者および過去にその者の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去に当社を主要な取引先とする法人の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人を退職（注4）した後満5年を経過している場合には、独立性を有することとする。	（注3） 当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、直近5事業年度のいずれかの年度において、当社の支払額がその者の連結売上高の2%に相当する額を超える取引先をいう。 （注4） 退職とは、その法人から給与・報酬等が支払われておらず、かつ、役職・肩書等も与えられていない状態をいう。以下、本基準において同じ。
3	直近5事業年度における当社の主要な取引先（注5）、並びに、その取引先が法人の場合は、現にその取引先の役員等である者および過去にその取引先の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去にその取引先の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その取引先を退職した後満5年を経過している場合には、独立性を有することとする	（注5） 当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、直近5事業年度のいずれかの年度において、当社に対する支払額が当社の連結売上高の2%に相当する額を超える取引先をいう。

4	<p>直近 5 事業年度において当社の主要な借入先（注 6）、並びに、その借入先が法人の場合は、現にその借入先の役員等である者および過去にその借入先の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその借入先の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その借入先を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>（注 6） 借入先にはその親会社および子会社を含み、直近 5 事業年度のいずれかの年度において、当社の借入額が当社の総資産の 2%に相当する額を超える借入先をいう。</p>
5	<p>直近 5 事業年度において当社の会計監査人である監査法人に、現に所属している公認会計士および過去にその監査法人に所属していた公認会計士は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその監査法人に所属していた公認会計士については、当社役員就任予定月を起算点として、その監査法人を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	
6	<p>直近 5 事業年度において当社と主幹事契約を締結している証券会社に、現に就業している役員等である者および過去にその証券会社の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその証券会社の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その証券会社を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	
7	<p>直近 5 事業年度において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間 1,000 万円を超える（注 7）金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間 1 億円を超える（注 8）金銭その他の財産上の利益を得ている法人に、現に所属している者および過去にその法人に所属していた者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその法人に所属していた者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>（注 7） 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。 （注 8） 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。</p>

8	<p>直近 5 事業年度における当社の主要な株主（注 9）、並びに、その株主が法人の場合は、現にその株主の役員等である者および過去にその株主の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその株主の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その株主を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>（注 9） 事業年度末日における議決権保有割合が 10%以上である者をいう。なお、当該議決権保有割合の計算に当たっては、当該株主に共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項本文の規定により共同保有者とみなされる者を含む。）がいる場合には、当該共同保有者の議決権保有割合を加算する。</p>
9	<p>直近 5 事業年度において当社グループと社外役員の相互派遣の関係（注 10）を有する会社に、現に就業している役員等である者および過去にその会社の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去に役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その会社を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>（注 10） 当社グループに在籍する役員等が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する役員等が当社の社外役員である場合をいう。</p>
10	<p>直近 5 事業年度において当社から年間 1,000 万を超える（注 11）寄付または助成を受けている者、並びに、その者が法人または団体の場合は、現にその法人または団体の役員等（注 12）である者および過去にその法人または団体の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその法人または団体の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人または団体を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>（注 11） 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。 （注 12） 大学の准教授、教授および名誉教授は役員等に含まないものとする。 以下、本項において同じ。</p>
11	<p>上記各項の他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者は、独立性を有しないものとするところがある。</p>	
12	<p>上記 1 から 11 に該当する独立性を有しない者の二親等内の親族も、独立性を有しないものとする。</p>	

以上

- ・ 2018 年 1 月 30 日制定
- ・ 2019 年 2 月 25 日改定
- ・ 2023 年 2 月 27 日改定